



発行 新潟県
第 23 号
平成31年3月22日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 305 専用公印の調製（法務文書課）
- 306 浄化槽法による指定検査機関の指定（廃棄物対策課）
- 307 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令及び新潟県国民健康保険法施行条例に規定する知事が定める数（国保・福祉指導課）
- 308 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 309 道路の区域変更（道路管理課）
- 310 河川立体区域の指定（河川管理課）
- 311 都市・地域再生等利用区域の指定（河川管理課）

公 告

- 新潟県スポーツ賞の表彰（県民スポーツ課）
- 新潟県スポーツ賞の表彰（県民スポーツ課）
- 大規模小売店舗の新設（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

企業局管理規程

- 2 新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

選挙管理委員会告示

- 26 新潟県議会議員一般選挙において候補者がポスターを掲示することができる日の指定（選挙管理委員会）
- 27 個人演説会等を開催することのできる施設の訂正報告（選挙管理委員会）

教育委員会規則

- 1 新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）
- 2 教育職員の免許状に関する規則の一部改正（義務教育課）

教育委員会告示

- 2 新潟県文化財の指定（文化行政課）

公安委員会規則

- 2 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）
- 3 新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）
- 4 講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（運転免許センター）
- 5 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則（警務課）
- 6 新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）

告 示

◎新潟県告示第305号

新潟県公印規程（昭和31年8月新潟県訓令第19号）第4条の規定により、新潟県知事印のうち新潟県情報公開

条例（平成13年新潟県条例第57号）及び新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）の規定により知事が行う事務について使用する専用公印を調製し、次のとおりその使用を開始する。

平成31年 3月22日

新潟県知事 花角 英世

1 使用範囲

(1) 新潟県情報公開条例の規定に基づく次の事項

- ア 第11条第1項及び第2項の規定による公開決定等通知書
- イ 第11条第4項の規定による決定期間延長通知書
- ウ 第11条第5項の規定による決定期間特例延長通知書
- エ 第12条第1項の規定による事案移送通知書
- オ 第13条第1項及び第2項の規定による意見照会書
- カ 第13条第3項の規定による公開決定に係る通知書
- キ 附則第3項の規定により改正前の新潟県情報公開条例（平成7年新潟県条例第1号。以下「旧条例」という。）を適用する次の事項

- (7) 旧条例第7条第1項及び第2項の規定による公開決定等通知書
- (4) 旧条例第7条第4項の規定による決定期間延長通知書
- (5) 旧条例第8条第1項の規定による意見照会書
- (8) 旧条例第8条第2項の規定による公開決定に係る通知書
- (16) 旧条例第16条第1項及び第2項の規定による任意公開回答書

(2) 新潟県個人情報保護条例の規定に基づく次の事項

- ア 第21条第1項及び第2項の規定による開示決定等通知書
- イ 第21条第4項の規定による保有個人情報開示決定期間延長通知書
- ウ 第21条第5項の規定による保有個人情報開示決定期間特例延長通知書
- エ 第22条第1項の規定による開示請求に係る事案移送通知書
- オ 第23条第1項及び第2項の規定による意見照会書
- カ 第23条第3項の規定による開示決定に係る通知書
- キ 第30条第1項及び第2項の規定による訂正決定等通知書
- ク 第30条第4項の規定による保有個人情報訂正決定期間延長通知書
- ケ 第30条第5項の規定による保有個人情報訂正決定期間特例延長通知書
- コ 第31条第1項の規定による訂正請求に係る事案移送通知書
- サ 第32条の規定による保有個人情報訂正実施通知書
- シ 第36条第1項及び第2項の規定による利用停止決定等通知書
- ス 第36条第4項の規定による保有個人情報利用停止決定期間延長通知書
- セ 第36条第5項の規定による保有個人情報利用停止決定期間特例延長通知書

2 使用開始年月日

平成31年 4月 1日

3 印影



◎新潟県告示第306号

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条第1項の規定により、次のとおり指定検査機関を指定した。

平成31年 3月22日

新潟県知事 花角 英世

1 指定検査機関の名称、代表者の氏名及び所在地並びに検査業務を行う地域及び期間

名称、代表者の氏名及び所在地	検査業務を行う地域	検査業務を行う期間

<p>1 名称 一般財団法人 新潟県環境衛生研究所</p> <p>2 代表者の氏名 代表理事 奥田 雄二</p> <p>3 所在地 燕市吉田東栄町8番13号</p>	<p>新潟市（旧岩室村、旧巻町、旧西川町、旧黒崎町、旧味方村、旧潟東村、旧月潟村及び旧中之口村の区域に限る。）、長岡市（旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村及び旧寺泊町の区域に限る。）、三条市、加茂市、見附市、村上市、燕市、佐渡市、西蒲原郡、南蒲原郡、三島郡及び岩船郡の区域</p>	<p>平成31年4月1日から平成34年3月31日まで</p>
<p>1 名称 一般財団法人 下越総合健康開発センター</p> <p>2 代表者の氏名 代表理事 笹川 康夫</p> <p>3 所在地 新発田市本町四丁目16番83号</p>	<p>新潟市（旧豊栄市の区域に限る。）、新発田市、阿賀野市、胎内市及び北蒲原郡の区域</p>	
<p>1 名称 一般財団法人 新潟県環境分析センター</p> <p>2 代表者の氏名 代表理事 猪俣 勝一</p> <p>3 所在地 新潟市江南区祖父興野53番地1</p>	<p>新潟市（旧豊栄市、旧岩室村、旧巻町、旧西川町、旧黒崎町、旧味方村、旧潟東村、旧月潟村及び旧中之口村の区域を除く。）、五泉市、南魚沼市、東蒲原郡及び南魚沼郡の区域</p>	
<p>1 名称 一般社団法人 新潟県環境衛生中央研究所</p> <p>2 代表者の氏名 代表理事 郷 周一</p> <p>3 所在地 長岡市新産二丁目12番地7</p>	<p>長岡市（旧栃尾市、旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村及び旧寺泊町の区域を除く。）、柏崎市、小千谷市、魚沼市及び刈羽郡の区域</p>	
<p>1 名称 一般社団法人 県央研究所</p> <p>2 代表者の氏名 代表理事 茨木 和雄</p> <p>3 所在地 三条市吉田1411番地甲</p>	<p>長岡市（旧栃尾市の区域に限る。）、十日町市（旧松代町及び旧松之山町の区域を除く。）及び中魚沼郡の区域</p>	
<p>1 名称 一般財団法人 上越環境科学センター</p> <p>2 代表者の氏名 代表理事 村山 秀幸</p> <p>3 所在地 上越市下門前1666番地</p>	<p>十日町市（旧松代町及び旧松之山町の区域に限る。）、糸魚川市、妙高市及び上越市の区域</p>	

2 検査の手数料

浄化槽の規模(人槽)	区分	設置後等の水質検査 (浄化槽法第7条)	定期検査 (浄化槽法第11条)
5人～	10人	11,200円	4,100円
11人～	20人	12,600円	4,100円
21人～	50人	12,900円	8,600円

51人～ 200人	18,800円	12,600円
201人～ 500人	23,600円	16,000円
501人～2,000人	26,600円	19,200円
2,001人以上	31,000円	22,000円

3 指定をした年月日

平成31年3月22日

4 検査業務の開始予定年月日

平成31年4月1日

◎新潟県告示第307号

国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号。以下「省令」という。）第10条、第16条及び第25条並びに新潟県国民健康保険法施行条例（平成29年新潟県条例第47号。以下「条例」という。）第10条、第12条、第15条、第16条及び第19条により、次の表の左欄に掲げる係数等の平成31年度の数を、同表の右欄に掲げる数とする。

平成31年3月22日

新潟県知事 花角 英世

省令第10条の知事が定める一般納付金基礎額調整係数	1.0566125264303
省令第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999990449
省令第25条の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数	0.999999977424
条例第10条の知事が定める医療費指数反映係数	1
条例第12条の知事が定める一般納付金所得係数	0.8739189481424
条例第15条の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
条例第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.8668262231207
条例第19条の知事が定める介護納付金納付金所得係数	0.8727534544398

◎新潟県告示第308号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成31年3月22日

新潟県知事 花角 英世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
阿賀野市	阿賀野市の地籍図及び地籍簿 山口町二丁目、山口の各一部
湯沢町	湯沢町の地籍図及び地籍簿 大字神立の一部
粟島浦村	粟島浦村の地籍図及び地籍簿 字堂ノ平（一部）、熊ノ山、桐木畑（一部）、宮口（一部）、 五代作、中ノ沢（一部）、長尾、小山根（一部）、ヤビツ、 クリヤ、イソ、エゾコ、長窪、逢坂山（一部）、ヨウカイ、 千日作

2 認証年月日

平成31年3月11日

◎新潟県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月22日

新潟県知事 花角 英世

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 289号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
三条市塩野淵字御所国有422林班よ3小班から 魚沼市大白川字浅草山国有林214林班イ小班まで	新	(A) 1.2~46.5メートル	17,103.8メートル
三条市塩野淵字御所国有林422林班よ3小班から 同市塩野淵字御所国有林425林班ろ10小班まで		(B) 11.0~283.5メートル	8,242メートル
三条市塩野淵字御所国有林422林班よ3小班から 魚沼市大白川字浅草山国有林214林班イ小班まで	旧	(A) 1.2~46.5メートル	17,103.8メートル
三条市塩野淵字御所国有林425林班ろ1小班から 同市塩野淵字御所国有林425林班は1小班まで		(B) 30.0~192.0メートル	183.0メートル
三条市塩野淵字御所国有林425林班に2小班から 同市塩野淵字御所国有林425林班ろ10小班まで		(C) 11.0~232.0メートル	2,241.0メートル
三条市塩野淵字御所国有林422林班れ1小班から 同市塩野淵字御所国有林417林班と2小班まで		(D) 29.0~74.0メートル	355.0メートル
三条市塩野淵字御所国有林416林班と小班から 同市塩野淵字御所国有林415林班ろ2小班まで		(E) 27.0~36.0メートル	232.0メートル

備考1 上記(A)、(B)、(C)、(D)及び(E)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 国土交通大臣の権限代行区間の区域変更

◎新潟県告示第310号

河川法（昭和39年法律第167号）第58条の2第1項の規定により、次の区域を河川立体区域として指定する。
 なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成31年3月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 水系名 一級河川信濃川水系
- 2 河川名 柿川（柿川放水路）
- 3 指定区間 上流端 長岡市金房3丁目2026-1地先
下流端 長岡市幸町3丁目10-13地先
- 4 指定区域 関係図面のとおり（関係図面に赤色で着色した部分の区域）
- 5 指定年月日 平成31年3月22日

◎新潟県告示第311号

河川敷地占用許可準則（平成11年建設省河政発第67号建設事務次官通達）第22第1項の規定に基づき、都市・地域再生等利用区域を次のとおり指定する。

平成31年3月22日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 指定範囲

一級河川信濃川水系魚野川の河川区域内で、別図に示す区域
(南魚沼郡湯沢町大字神立地内)

2 指定年月日

平成31年3月22日

(「別図」は、省略し、その図面及び関係書類を告示の日から平成31年4月22日までの間、新潟県南魚沼地域振興局地域整備部において配布する。)

公 告

新潟県スポーツ賞の表彰について(公告)

新潟県スポーツ賞規則(平成3年新潟県規則第72号)第2条の規定により、次の者を表彰した。

平成31年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

1 被表彰者

氏 名	住所地の市区町村等
富田 せな	妙高市

2 表彰日

平成30年8月20日

新潟県スポーツ賞の表彰について(公告)

新潟県スポーツ賞規則(平成3年新潟県規則第72号)第2条の規定により、次の者を表彰した。

平成31年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

1 被表彰者

氏 名	住所地の市区町村等
阪口 萌乃	北蒲原郡聖籠町
内藤 祐希	長岡市

2 表彰日

平成30年12月19日

大規模小売店舗の新設について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成31年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称	ナルス直江津東店
所在地	上越市三ツ屋町130番地1外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

・氏名又は名称	株式会社ナルス
法人代表者氏名	代表取締役 森山 仁
住所	上越市藤巻6番50号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

- ・氏名又は名称 株式会社ナルス
- 法人代表者氏名 代表取締役 森山 仁
- 住所 上越市藤巻6番50号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年11月12日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計2,268平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計143台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計25台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計60平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計31.51立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・株式会社ナルス
 - 24時間
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 3箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ・荷さばき施設1
午前6時から午後10時
 - ・荷さばき施設2
午前4時から午前6時
- 7 届出年月日
平成31年3月11日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
平成31年3月22日から平成31年7月22日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成31年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 長岡マーケットモール
所在地 長岡市古正寺町字中割203 外
設置者 福田アセット&サービス株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐車場の自動車の出入口の位置）に関する届出
公告日 平成30年11月9日
- 3 意見の概要
(1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成31年3月22日から平成31年4月22日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成31年3月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 上越アルカディアシティB
所在地 上越市大字大道福田字中小割168-1
設置者 株式会社コジマ
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者の代表者の氏名の変更）に関する届出
公告日 平成30年11月2日
- 3 意見の概要
(1) 上越市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成31年3月22日から平成31年4月22日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電子複写機（以下「複写機」という。）による複写サービス（以下「複写サービス」という。）について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年3月22日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項
(1) 調達案件の件名

複写サービス 電子複写機（モノクロ）9台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年 5月31日（金）

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院及びがん予防総合センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本調達物品の公告日現在で、新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「複写サービス業務」に登録されている者であること。

(4) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）を有し、かつ、当該複写機の保守及び消耗品の供給に速やかに対応できる体制を整えている者であること。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、応札仕様書を提出し受理されていること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成31年4月5日（金）午前10時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成31年4月11日（木）午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階 研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を60で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 消費税の扱いについて

本契約において消費税率の改正があった場合には、改正後の税率によるものとする。

(5) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3(2)で交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれ

を無効とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第2号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年 3月22日

新潟県企業管理者 稲 荷 善 之

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前												
<p>(企業出納員等の設置及び任命)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 現金取扱員を置き、<u>局本庁にあつては総務係長を、事業所にあつては庶務課長の職にある者をもつて充てる。</u></p> <p>(出納事務の委任)</p> <p>第6条 企業局長は、出納その他の会計事務のうち、次に掲げる事項の権限を企業出納員、物品出納員及び現金取扱員に委任する。</p> <table border="1"> <tr> <td>委任を受ける者</td> <td>委任をする事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金取扱員</td> <td>直接現金及び有価証券を領収する場合における当該現金及び有価証券の出納保管事務</td> </tr> </table>	委任を受ける者	委任をする事務	(略)		現金取扱員	直接現金及び有価証券を領収する場合における当該現金及び有価証券の出納保管事務	<p>(企業出納員等の設置及び任命)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>事業所に</u>現金取扱員を置き、庶務課長の職にある者をもつて充てる。</p> <p>(出納事務の委任)</p> <p>第6条 企業局長は、出納その他の会計事務のうち、次に掲げる事項の権限を企業出納員、物品出納員及び現金取扱員に委任する。</p> <table border="1"> <tr> <td>委任を受ける者</td> <td>委任をする事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金取扱員</td> <td><u>事業所において、</u>直接現金及び有価証券を領収する場合における当該現金及び有価証券の出納保管事務</td> </tr> </table>	委任を受ける者	委任をする事務	(略)		現金取扱員	<u>事業所において、</u> 直接現金及び有価証券を領収する場合における当該現金及び有価証券の出納保管事務
委任を受ける者	委任をする事務												
(略)													
現金取扱員	直接現金及び有価証券を領収する場合における当該現金及び有価証券の出納保管事務												
委任を受ける者	委任をする事務												
(略)													
現金取扱員	<u>事業所において、</u> 直接現金及び有価証券を領収する場合における当該現金及び有価証券の出納保管事務												

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第26号

平成31年4月7日執行予定の新潟県議会議員一般選挙において、新潟県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年新潟県条例第39号）第1条第1項の規定により設置されたポスター掲示場に、候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成31年3月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

平成31年3月29日

◎新潟県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、訂正の報告があったので、平成31年3月1日付け新潟県選挙管理委員会告示第18号の一部を次のとおり改める。

平成31年3月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成31年3月8日

個人演説会等を開催することのできる施設の異動及び指定取消報告 中

頁	施設名	項目	訂正後	訂正前
45	十日町情報館	施設の所在地	十日町市西本町二丁目1番地1	十日町市稲荷町二丁目1番地1

教育委員会規則

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

新潟県教育委員会規則第1号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加え、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加え、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(課等の設置)</p> <p>第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 義務教育課 助成係 管理企画係 管理第1係 管理第2係 指導第1係 指導第2係 <u>人権教育班</u> 特別支援教育推進室</p> <p>(5) 高等学校教育課 審査調整係 奨学金係 管理係 企画振興係 指導第1係 指導第2係</p> <p><u>(6) 生徒指導課</u> 支援・相談班 <u>いじめ対策室</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">総務課 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">財務課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の施設及び設備の助成に関する事項 <u>(義務教育課及び保健体育課の分掌事務を除く。)</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">福利課 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">義務教育課</p> <p>(1) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(課等の設置)</p> <p>第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 義務教育課 助成係 管理企画係 管理第1係 管理第2係 指導第1係 指導第2係 <u>問題行動等対策・人権教育班</u> 特別支援教育推進室</p> <p>(5) 高等学校教育課 審査調整係 奨学金係 管理係 企画振興係 指導第1係 指導第2係 <u>いじめ対策生徒指導支援室</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">総務課 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">財務課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の施設及び設備の助成 <u>(義務教育課及び保健体育課の分掌事務を除く。)</u> に関する事項</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">福利課 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">義務教育課</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに公立の特別支援学校及び幼稚園の教職員(県立学校の事務職員、技術職員及び用員を除く。)の研修に関する事項 (生徒指導課及び保健体育課の分掌事務を除く。)

(3)～(8) (略)

(8)の2 児童及び生徒の就学援助に関する事項(給食及び医療関係を除く。)

(9) 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに公立の特別支援学校及び幼稚園における教育課程、学習指導その他学校教育の専門的事項の指導及び助成に関する事項 (生徒指導課の分掌事務を除く。)

(10)～(14) (略)

高等学校教育課

(1) (略)

(2) 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の教員の研修に関する事項 (生徒指導課及び保健体育課の分掌事務を除く。)

(3)～(5) (略)

(6) 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校における教育課程、学習指導その他学校教育の専門的事項の指導に関する事項 (生徒指導課の分掌事務を除く。)

(7)～(17) (略)

生徒指導課

(1) 県立中学校、県立高等学校、県立中等教育学校及び県立特別支援学校並びに市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校における生徒指導に関する事項

(2) 教員の研修に関する事項(生徒指導に係るものに限る。)

(3) 児童生徒のいじめ、不登校等の相談に関する事項

(4) いじめ防止に係る啓発に関する事項

生涯学習推進課

(1)～(9) (略)

(10) (略)

文化行政課 (略)

保健体育課

(1)・(1)の2 (略)

(2) 教員の研修に関する事項 (保健体育に係るものに限る。)

(3)～(7) (略)

(8) 児童及び生徒の就学援助に関する事項(給食及

(2) 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに公立の特別支援学校及び幼稚園の教職員(県立学校の事務職員、技術職員及び用員を除く。)の研修 (保健体育課の分掌事務を除く。)に関する事項

(3)～(8) (略)

(8)の2 児童、生徒の就学援助(給食、医療関係を除く。)に関する事項

(9) 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに公立の特別支援学校及び幼稚園における教育課程、学習指導その他学校教育の専門的事項の指導及び助成に関する事項

(10)～(14) (略)

高等学校教育課

(1) (略)

(2) 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の教員の研修 (保健体育課の分掌事務を除く。)に関する事項

(3)～(5) (略)

(6) 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校における教育課程、学習指導その他学校教育の専門的事項の指導に関する事項

(7)～(17) (略)

生涯学習推進課

(1)～(9) (略)

(10) 県立青少年研修センターに関する事項

(11) (略)

文化行政課 (略)

保健体育課

(1)・(1)の2 (略)

(2) 教員の研修 (保健体育に係るものに限る。)に関する事項

(3)～(7) (略)

(8) 児童、生徒の就学援助(給食、医療に係るもの

び医療に係るものに限る。)

(9) 学校体育に関する事項(第1号に規定する事項を除く。)

(10)・(11) (略)

第4節 削除

第17条 削除

(組織及び分掌事務)

第17条の2 新潟県少年自然の家に次の課を置き、その分掌事務は次のとおりとする。

庶務課

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

指導課

(1) (略)

(2) 使用団体の研修プログラムの調整に関する事項

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 生活指導に関する事項

(8) 広報及び統計に関する事項

(9) 前各号のほか、青少年の健全育成に関する事

に限る。)に関する事項

(9) 学校体育(第1号に規定する事項を除く。)に関する事項

(10)・(11) (略)

第4節 青年の家

(組織及び分掌事務)

第17条 新潟県立青少年研修センターに次の課及び係を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

庶務係

(1) 職員の人事及び給与に関する事項

(2) 公印及び文書に関する事項

(3) 配当予算の経理に関する事項

(4) 広報及び統計に関する事項

(5) 施設及び設備等の維持管理に関する事項

(6) 所内の取締りに関する事項

(7) 削除

(8) 委託業務に関する事項

(9) 他課の所管に属しない事項

研修課

(1) 使用許可に関する事項

(2) 使用団体の研修プログラムの調整に関する事項

(3) 研修会、講習会の計画実施に関する事項

(4) 団体宿泊研修に対する指導助言に関する事項

(5) 関係機関団体等の連絡提携に関する事項

(6) 生活指導に関する事項

(7) 資料の収集、利用に関する事項

(8) 前各号のほか、青少年の研修に必要な事項

(組織及び分掌事務)

第17条の2 新潟県少年自然の家に次の課を置き、その分掌事務は次のとおりとする。

庶務課

(1)～(3) (略)

(4) 広報及び統計に関する事項

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

指導課

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 前各号のほか、少年の健全育成に関する事項

<p>項</p> <p>(社会教育主事)</p> <p>第29条の2 生涯学習推進センター及び少年自然の家に社会教育主事を置く。</p>	<p>(社会教育主事)</p> <p>第29条の2 生涯学習推進センター、<u>青少年研修センター</u>及び少年自然の家に社会教育主事を置く。</p>
---	---

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

新潟県教育委員会規則第2号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（平成元年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に改め、当該改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表（第12条関係）					別表（第12条関係）				
ア 小学校の教諭の2種免許状から1種免許状を取得する場合（免許法別表第3）					ア 小学校の教諭の2種免許状から1種免許状を取得する場合（免許法別表第3）				
在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数			在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
イ 小学校の助教諭の臨時免許状から教諭の2種免許状を取得する場合（免許法別表第3）					イ 小学校の助教諭の臨時免許状から教諭の2種免許状を取得する場合（免許法別表第3）				
在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数			在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
ウ 中学校の教諭の2種免許状から1種免許状を取得する場合（免許法別表第3）					ウ 中学校の教諭の2種免許状から1種免許状を取得する場合（免許法別表第3）				
在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数			在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
エ 中学校の助教諭の臨時免許状から教諭の2種免許状を取得する場合（免許法別表第3）					エ 中学校の助教諭の臨時免許状から教諭の2種免許状を取得する場合（免許法別表第3）				
在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数			在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
オ 高等学校の助教諭の臨時免許状から教諭の1種免許状を取得する場合（免許法別表第3）					オ 高等学校の助教諭の臨時免許状から教諭の1種免許状を取得する場合（免許法別表第3）				
在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数			在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

シ 高等学校の助教諭の臨時免許状から教諭の1種免許状を取得する場合(免許法別表第3-昭和29年改正法附則第8項)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

シ-2 高等学校の助教諭の臨時免許状(保健)から教諭の1種免許状(保健)を取得する場合(免許法別表第3-免許法施行規則附則第38項)

区分	在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
			教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

ス 養護教諭の2種免許状から1種免許状を取得する場合(免許法別表第6)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

セ 養護助教諭の臨時免許状から養護教諭の2種免許状を取得する場合(免許法別表第6)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

ソ 栄養教諭の2種免許状から1種免許状を取得する場合(免許法別表第6の2)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

(削除)

タ 幼稚園教諭の普通免許状から小学校教諭の2種免許状を取得する場合(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

受けようとする免許状に関する在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数				
		各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			
1	10	7	1	2		

シ 高等学校の助教諭の臨時免許状から教諭の1種免許状を取得する場合(免許法別表第3-昭和29年改正法附則第8項)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

シ-2 高等学校の助教諭の臨時免許状(保健)から教諭の1種免許状(保健)を取得する場合(免許法別表第3-免許法施行規則附則第29項)

区分	在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

ス 養護教諭の2種免許状から1種免許状を取得する場合(免許法別表第6)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目

セ 養護助教諭の臨時免許状から養護教諭の2種免許状を取得する場合(免許法別表第6)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目

ソ 栄養教諭の2種免許状から1種免許状を取得する場合(免許法別表第6の2)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目

タ 小学校教諭の普通免許状から幼稚園教諭の2種免許状を取得する場合(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
0	6	-	6	-
1	3	-	3	-

ト 幼稚園教諭の普通免許状から小学校教諭の2種免許状を取得する場合(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
0	13	-	13	-
1	10	-	10	-
2	7	-	7	-

㉔ 中学校教諭の普通免許状から小学校教諭の2種免許状を取得する場合
(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

受けようとする免許状に関する在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数			
		各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		
1	9	7	2		

㉕ 中学校教諭の普通免許状から小学校教諭の二種免許状を取得する場合
(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
0	12	—	12	—
1	9	—	9	—
2	6	—	6	—

㉖ 小学校教諭の普通免許状から中学校教諭の2種免許状を取得する場合
(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

受けようとする免許状に関する在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数			
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
1	11	7	2	2	
2	8	5	1	2	

㉗ 小学校教諭の普通免許状から中学校教諭の二種免許状を取得する場合
(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
0	14	10	4	—
1	11	7	4	—
2	8	5	3	—
3	7	5	2	—

㉘ 高等学校教諭の普通免許状から中学校教諭の2種免許状を取得する場合
(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

受けようとする免許状に関する在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数				
		各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			大学が独自に設定する科目
1	6	1	1	1	1	3

㉙ 高等学校教諭の普通免許状から中学校教諭の二種免許状を取得する場合
(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
0	9	—	5	4
1	6	—	3	3
2	5	—	3	2

㉚ 中学校教諭の普通免許状(2種免許状を除く。)から高等学校教諭の1種免許状を取得する場合
(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

受けようとする免許状に関する在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数			
		各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		大学が独自に設定する科目
1	9	1	2	6	

㉛ 中学校教諭の普通免許状(二種免許状を除く。)から高等学校教諭の二種免許状を取得する場合
(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
0	12	—	4	8
1	9	—	3	6
2	6	—	2	4

附 則

(施行期日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第2号

新潟県文化財保護条例(昭和48年新潟県条例第33号)第5条第1項の規定により、次の物件を新潟県文化財に指定する。

平成31年3月22日

新潟県教育委員会 教育長 池田 幸博

第5条第1項の規定による有形文化財の指定

種別	名称	員数	所在地	所有者・管理者
有形文化財 (彫刻)	木造二十八部衆及び雷神像	29軀 (補作、残欠)	佐渡市新穂瓜生屋492番地 (新穂歴史民俗資料館)	宗教法人 清水寺

		各 1 軀を含ま む)		
有形文化財 (考古資料)	六反田南遺跡出土品	1, 202点	新潟市秋葉区金津93番地 1 (新潟県埋蔵文化財センター)	新潟県
有形文化財 (考古資料)	佐渡国分寺遺跡群出土品	394点	佐渡市真野新町825番地 1 (佐渡市埋蔵文化財整理事務所) 佐渡市八幡2041番地 (佐渡博物館)	佐渡市

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第2号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示、削除項及び別記様式の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(選任及び解任の届出)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(試験の場所等)</p> <p>第20条 運転免許試験（以下「免許試験」という。）及び運転免許に関する審査並びに法第100条の2第1項に規定する再試験（以下「再試験」という。）は次の各号に掲げる場所において行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>長岡市上前島</u> (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>別記様式第7の3 削除</p>	<p>(選任及び解任の届出)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第1項の選任の届出があつた場合、その者が規則第9条の9に規定する要件を備えているときは、別記様式第7の3の安全運転管理者証又は副安全運転管理者証を交付する。</u></p> <p>(試験の場所等)</p> <p>第20条 運転免許試験（以下「免許試験」という。）及び運転免許に関する審査並びに法第100条の2第1項に規定する再試験（以下「再試験」という。）は次の各号に掲げる場所において行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>長岡市上前島町</u> (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>別記様式第7の3</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">安全運転管理者 の証 副安全運転管理者</p> <p>(略)</p>

第2条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第9を次のように改める。

別記様式第9

検定員、指導員の記章の様式

1 技能検定員資格者記章



直径 20 ミリメートル
地質は金属製
地色は銀色
文字は金色
ネジ式

2 教習指導員資格者記章



直径 20 ミリメートル
地質は金属製
地色は銀色
文字は金色
ネジ式

附 則

この規則は、平成31年 4月 1 日から施行する。

新潟県公安委員会規則第3号

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号並びに別記様式の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び別記様式の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
(読替え適用) 第11条 自動車運転代行業者についての道交法細則の適用については、次の表の左欄に掲げる道交法細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			(読替え適用) 第11条 自動車運転代行業者についての道交法細則の適用については、次の表の左欄に掲げる道交法細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			(略)		
第7条の9	(略)	(略)	第7条の9	(略)	(略)
第12条の3 第1項	規則	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第12条の2 第4項	規則	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）により読み替えて適用される規則（以下単に「読替え後の規則」という。）
				別記様式第7の3の安全運転管理者証又は副安全運転管理者証	運転代行業法施行細則第11条第2項に規定する安全運転管理者（副安全運転管理者）の証（別記様式第18号）
第12条の3 第1項	規則	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第12条の3 第1項	規則	読替え後の規則

		<p><u>の施行に伴う道路 交通法施行規則 の読替えに関 する内閣府令 (平成14年内閣 府令第35号)に より読み替えて 適用される規則 (以下単に「読 替え後の規則」 という。)</u></p>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		
<p>2 前項の規定により読み替えて適用する様式は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>			<p>2 前項の規定により読み替えて適用する様式は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>安全運転管理者(副安全運転管理者)の証(別記様式第18号)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>		
<p><u>別記様式第18号</u> (第11条関係) 削除</p>			<p><u>別記様式第18条</u> (第11条関係)</p> <p>(略)</p> <p>安全運転管理者 の証 副安全運転管理者</p> <p>(略)</p>		

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第4号

講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

新潟県公安委員会

委員長 津野敏江

講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

講習の実施に関する規則(昭和58年新潟県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(講習指導員の要件)</p> <p>第4条 講習指導員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たしている者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取得時講習指導員の資格要件</p> <p>ア 次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習にあつては、講習において使用する車両に係る教習指導員資格者証を有する者又は公安委員会がこれと同等の能力を有すると認める者</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>(講習指導員の要件)</p> <p>第4条 講習指導員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たしている者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取得時講習指導員の資格要件</p> <p>ア 次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、<u>準中型旅客車講習</u>及び普通旅客車講習にあつては、講習において使用する車両に係る教習指導員資格者証を有する者又は公安委員会がこれと同等の能力を有すると認める者</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第5号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表		別表	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
道 路 交 通 法 関 係	(1)～(143) (略) <u>(144) 道交法施行規則第31条の4の2の 規定による免許関係事務を委託する法 人の認定基準の作成</u> (145) (略) (146) (略) (147) (略) (148) (略) (149) (略) (150) (略) <u>(151) 道交法施行規則第38条の3の規定 による講習を委託する者の認定基準の 作成</u> (152) (略) (153) (略) (154) (略) (155) (略) (156) (略) (157) (略) (158) (略) (159) (略) (160) (略) (161) (略) (162) (略) (163) (略) (164) (略) (165) (略) (166) (略) (167) (略)	道 路 交 通 法 関 係	(1)～(143) (略) (144) (略) (145) (略) (146) (略) (147) (略) (148) (略) (149) (略) (150) (略) (151) (略) (152) (略) (153) (略) (154) (略) (155) (略) (156) (略) (157) (略) (158) (略) (159) (略) (160) (略) (161) (略) (162) (略) (163) (略) (164) (略) (165) (略)

(168) (略)
 (169) (略)
 (170) (略)
 (171) (略)
 (172) (略)
 (173) (略)
 (174) (略)
 (175) (略)
 (176) (略)
 (177) (略)
 (178) (略)
 (179) (略)
 (180) (略)
 (181) (略)
 (182) (略)

(183) (略)
 (184) (略)
 (185) (略)
 (186) (略)
 (187) (略)
 (188) (略)
 (189) (略)
 (190) (略)
 (191) (略)
 (192) (略)
 (193) (略)
 (194) (略)
 (195) (略)
 (196) (略)
 (197) (略)
 (198) (略)
 (199) (略)
 (200) (略)
 (201) (略)

(202) 駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第7条第3項の規定による国土交通大臣との協議又は意見の申述

(203) (略)
 (204) (略)
 (205) (略)
 (206) (略)

(207) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条に基づく地域公共交通網形成計画の作成等に伴う意見の提出

(208) (略)
 (209) (略)
 (210) (略)

(166) (略)
 (167) (略)
 (168) (略)
 (169) (略)
 (170) (略)
 (171) (略)
 (172) (略)
 (173) (略)
 (174) (略)
 (175) (略)
 (176) (略)
 (177) (略)
 (178) (略)
 (179) (略)
 (180) (略)

(181) 道交法施行細則第12条の2第4項の規定による安全運転管理者証又は副安全運転管理者証の交付

(182) (略)
 (183) (略)
 (184) (略)
 (185) (略)
 (186) (略)
 (187) (略)
 (188) (略)
 (189) (略)
 (190) (略)
 (191) (略)
 (192) (略)
 (193) (略)
 (194) (略)
 (195) (略)
 (196) (略)
 (197) (略)
 (198) (略)
 (199) (略)
 (200) (略)

(201) (略)
 (202) (略)
 (203) (略)
 (204) (略)

(205) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく地域公共交通網形成計画の認定等に伴う意見の提出

(206) (略)
 (207) (略)
 (208) (略)

	(211) (略) (212) (略) (213) (略) (214) (略) (215) (略) (216) (略) (217) (略) (218) (略) (219) (略) (220) (略) (221) (略)		(209) (略) (210) (略) (211) (略) (212) (略) (213) (略) (214) (略) (215) (略) (216) (略) (217) (略) (218) (略) (219) (略)
自適 動正 車化 運に 転関 代す 行る 業法 の律 業関 務係 の	(略)	自適 動正 車化 運に 転関 代す 行る 業法 の律 業関 務係 の	(略)
高 齡 者 、 障 害 者 等 の 移 動 等 の 円 滑 化 の 促 進 に 関 す る 法 律 関 係	(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第24条の2第6項の規定による市町村から意見を聴かれた場合における意見の申述 (2) バリアフリー法第24条の2第7項の規定による市町村からの移動等円滑化促進方針の受理 (3) バリアフリー法第24条の4第3項の規定による市町村からの通知の受理及び同条第4項の規定による協議会構成員との協議 (4) バリアフリー法第25条第7項の規定による市町村等との協議 (5) バリアフリー法第25条第8項の規定による特定事業に関する基本構想案の作成及び提出 (6) バリアフリー法第25条第10項の規定による市町村からの基本構想の受理 (7) バリアフリー法第26条第3項の規定による市町村からの通知の受理及び同条第4項の規定による協議会構成員との協議 (8) バリアフリー法第31条第4項の規定による道路管理者への意見の申述 (9) バリアフリー法第36条第4項の規定		

	による市町村及び道路管理者の意見聴取		
(略)		(略)	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第6号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表				別表			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
新潟中央警察署	柳都交番	新潟市中央区附船町1丁目	新潟市中央区のうち曙町、 <u>入船町1・2・3・4・5・6丁目</u> 、祝町、浮洲町、 <u>海辺町1・2番町</u> 、烏帽子町、翁町1・2丁目、寄附町、窪田町1・2・3・4・5・6・7丁目、寿町1・2丁目、栄町1・2・3丁目、菅根町、忠蔵町、附船町1・2・3丁目、寺山町、西受地町、西船見町の一部、東受地町、 <u>東堀通10・11・12・13番町</u> 、雲雀町、船見町1・2丁目、 <u>本町通10・11・12・13・14番町</u> 、室町1・2丁目、元祝町、山田町1・2丁目、夕栄町、横七番町通1・2・3・4・5丁目、横六番町、四ツ屋町1・2・3丁目、寄合町、 <u>相生町</u> 、 <u>赤坂町1・2・3丁目</u> 、 <u>稻荷町</u> 、 <u>上大川前通10・11・12番町</u> 、 <u>北毘沙門町</u> 、 <u>魁町</u> 、 <u>住吉町</u> 、 <u>田町1・2・3丁目</u> 、 <u>豊照町</u> 、 <u>並木町</u> 、 <u>西湊町通1・2・3・4ノ町</u> 、 <u>鯉川岸町</u> 、 <u>早川町1・2・3丁目</u> 、	新潟中央警察署	附船交番	新潟市中央区附船町1丁目	新潟市中央区のうち曙町、 <u>入船町4・5・6丁目</u> 、祝町、浮洲町、 <u>海辺町1・2丁目</u> 、烏帽子町、翁町1・2丁目、寄附町、窪田町1・2・3・4・5・6・7丁目、寿町1・2丁目、栄町1・2・3丁目、菅根町、忠蔵町、附船町1・2・3丁目、寺山町、西受地町、西船見町の一部、東受地町、 <u>東堀通13番町</u> 、雲雀町、船見町1・2丁目、 <u>本町通13・14番町</u> 、室町1・2丁目、元祝町、山田町1・2丁目、夕栄町、横七番町通1・2・3・4・5丁目、横六番町、四ツ屋町1・2・3丁目、寄合町

				<p>東入船町、東湊町通1・2・3・4ノ町、船場町1・2丁目、本間町1・2・3丁目、松岡町、見方町、緑町、湊町通1・2・3・4ノ町、南毘沙門町、元下島町、柳島町1・2・3・4丁目、芳町、田中町の一部、西堀通9・10・11番町、西堀前通10・11番町、東堀前通10・11番町、古町通10・11・12・13番町、二葉町2丁目の一部、二葉町3丁目</p>			
	豊照交番	新潟市中央区見方町	新潟市中央区のうち相生町、赤坂町1・2・3丁目、礎町通4・5・6ノ町、稻荷町、入船町1・2・3丁目、上大川前通9・10番町、北多門町、北毘沙門町、魁町、下大川前通4・5・6・7ノ町、新島町通2・3・4・5ノ町、住吉町、田町1・2・3丁目、豊照町、並木町、西厩島町、西湊町通1・2・3・4ノ町、舩川岸町、早川町1・2・3丁目、東入船町、東厩島町、東堀通9番町、東堀前通9番町、東湊町通1・2・3・4ノ町、船場町1・2丁目、本町通9番町、本間町1・2・3丁目、秣川岸通1・2丁目、松岡町、見方町、緑町、湊町通1・2・3・4ノ町、南多門町、南毘沙門町、元下島町、柳島町1・2・3・4丁目、雪町、芳町				
	西大畑交番	新潟市中央区西大畑町	新潟市中央区のうち上大川前通11・12番町、北大畑町、北浜通1・2番町、田中町、中大				

						畑町、西大畑町の一部、西船見町の一部、西堀通8・9・10・11番町、西堀前通10・11番町、東大畑通1・2番町、東堀通10・11・12番町、東堀前通10・11番町、古町通10・11・12・13番町、二葉町1・2・3丁目、本町通10・11・12番町、南大畑町、南浜通2番町	
	萬代橋交番	新潟市中央区下大川前通2ノ町	新潟市中央区のうち礎町通1・2・3・4・5・6ノ町、礎町通上1ノ町、上大川前通6・7・8・9番町、川端町6丁目、下大川前通1・2・3・4・5・6・7ノ町、新島町通1・2・3・4・5ノ町、月町、花町、東堀通6・7・8・9番町、東堀前通6・7・8・9番町、本町通6・7・8・9番町、北多門町、西厩島町、東厩島町、秣川岸通1・2丁目、南多門町、雪町、北大畑町、北浜通1・2番町、田中町の一部、中大畑町、西大畑町、西船見町の一部、西堀通4・8番町、東大畑通1・2番町、二葉町1丁目、二葉町2丁目の一部、南大畑町、南浜通2番町、古町通6番町、旭町通1番町の一部、旭町通2番町、営所通1・2番町、下旭町、寺裏通2番町、西中町、東中通2番町、南横堀町、水道町2丁目		萬代橋交番	新潟市中央区下大川前通2ノ町	新潟市中央区のうち礎町通1・2・3ノ町、礎町通上1ノ町、上大川前通7・8番町、川端町6丁目、下大川前通1・2・3ノ町、新島町通1ノ町、月町、花町、東堀通7・8番町、東堀前通7・8番町、本町通7・8番町
					中央交番	新潟市中央区東堀前通4番町	新潟市中央区のうち上大川前通3・4・5・6番町、川端町3・4・5丁目、西堀通4番町、西堀前通3・4・

							5番町、東堀通3・4・5・6番町、東堀前通3・4・5・6番町、古町通3・4・5・6番町、本町通3・4・5・6番町、横一番町
					市役所前交番	新潟市中央区医学町通2番町	新潟市中央区のうち旭町通1番町、旭町通2番町(通称東の1、西の1、西の乙、丙、丁を除く。)、医学町通1・2番町、一番堀通町、営所通1・2番町、学校裏町、学校町通1・2番町、学校町通3番町(通称4・5・6区を除く。)、上大川前通1・2番町、川端町1・2丁目、下旭町、寺裏通1・2番町、西大畑町の一部、西中町、西堀通1・2・3番町、西堀前通1・2丁目、東中通1・2番町、東堀通1・2番町、東堀前通1・2番町、古町通1・2丁目、本町通1・2番町、南横堀町
	白山駅前交番	新潟市中央区白山浦2丁目	新潟市中央区のうち川岸町1・2・3丁目、白山浦1・2丁目、 <u>白山浦新町通の一部、旭町通1番町の一部、医学町通1・2番町、一番堀通町、学校裏町、学校町通1・2番町、上大川前通1・2・3・4・5番町、川端町1・2・3・4・5丁目、寺裏通1番町、西堀通1・2・3番町、西堀前通1・2・3・4・5番町、東中通1番町、東堀通1・2・3・4・5番町、東堀前通1・2・3・4・5番町、古町通1・2・3・4・5番町、本町通1・2・3・4・5番町、横一番町、水</u>		白山駅前交番	新潟市中央区白山浦2丁目	新潟市中央区のうち川岸町1・2・3丁目、 <u>関新1・2・3丁目、関屋(通称海浜公園を除く。)、関屋新町通1・2丁目、白山浦1・2丁目、白山浦新町通</u>

			道町1丁目の一部				
				松波町 交番	新潟市 中央区 関屋松 波町1 丁目	新潟市中央区のうち旭 町通2番町の一部(通 称東の1、西の1、西 の乙、丙、丁)、学校町 通3番町の一部(通称 4・5・6区)、水道町 1・2丁目、関屋の一 部(通称海浜公園)、関 屋御船蔵町、関屋下川 原町1・2丁目、関屋 昭和町2・3丁目、関 屋田町1・2・3・4 丁目、関屋本村町1・ 2、関屋松波町1・2 ・3丁目、西船見町の 一部	
	有明台 交番	新潟市 中央区 有明大 橋町	新潟市中央区のうち有 明大橋町、有明台、汐 見台、信濃町、関南町、 関屋大川前1・2丁目、 関屋金鉢山町、関屋金 衛町1・2丁目、 <u>関屋 昭和町1・2・3丁目</u> 、 関屋浜松町、関屋恵町、 浜浦町1・2丁目、文 京町、 <u>掘割町</u> 、弥生町、 <u>学校町通3番町</u> 、 <u>関新 1・2・3丁目</u> 、関屋、 関屋新町通1・2丁目、 白山浦新町通の一部、 水道町1丁目の一部、 関屋御船蔵町、関屋下 川原町1・2丁目、関 屋田町1・2・3・4 丁目、関屋本村町1・ 2丁目、関屋松波町1 ・2・3丁目、西船見 町の一部	有明台 交番	新潟市 中央区 有明大 橋町	新潟市中央区のうち有 明大橋町、有明台、汐 見台、信濃町、関南町、 関屋大川前1・2丁目、 関屋金鉢山町、関屋金 衛町1・2丁目、 <u>関屋 昭和町1丁目</u> 、関屋浜 松町、関屋恵町、浜浦 町1・2丁目、文京町、 <u>掘割町</u> 、弥生町	
	榎谷小 路警備 派出所	(略)	(略)	榎谷小 路交番	(略)	(略)	
(略)				(略)			
新潟 西警 察署	内野駅 前交番	新潟市 西区内 野町	新潟市西区のうち五十 嵐2の町、五十嵐3の 町、五十嵐3の町北、 五十嵐3の町中、五十 嵐3の町西、五十嵐3 の町東、五十嵐3の町 南、五十嵐上崎山、五	新潟 西警 察署	内野駅 前交番	新潟市 西区内 野町	新潟市西区のうち五十 嵐2の町、五十嵐3の 町、五十嵐3の町北、 五十嵐3の町中、五十 嵐3の町西、五十嵐3 の町東、五十嵐3の町 南、五十嵐上崎山、五

			十嵐下崎山、五十嵐中島、五十嵐中島1・2・3・4・5丁目、五十嵐西、内野潟端、内野潟向、内野上新町、内野崎山、内野関場、内野戸中才、内野長潟、内野中浜、内野西1・2・3丁目、内野早角、内野町、内野山手1・2丁目、大野の一部、坂井の一部、新通西1・2丁目、新中浜1・2・3・4・5・6丁目、 <u>榎尾、内野西が丘1・2・3丁目</u>				十嵐下崎山、五十嵐中島、五十嵐中島1・2・3・4・5丁目、五十嵐西、内野潟端、内野潟向、内野上新町、内野崎山、内野関場、内野戸中才、内野長潟、内野中浜、内野西1・2・3丁目、内野早角、内野町、内野山手1・2丁目、大野の一部、坂井の一部、新通西1・2丁目、新中浜1・2・3・4・5・6丁目、 <u>榎尾</u>
	(略)				(略)		
(略)							
見附警察署	新町交番	見附市新町1丁目	見附市のうち本町1・2・3・4丁目、学校町1・2丁目、新町1・2・3丁目、南本町1・2・3丁目、 <u>葛巻1・2・3丁目</u> 、 <u>嶺崎町</u> 、 <u>嶺崎1・2丁目</u> 、 <u>細越1・2丁目</u> 、仁嘉町	見附警察署	新町交番	見附市新町1丁目	見附市のうち本町1・2・3・4丁目、学校町1・2丁目、新町1・2・3丁目、南本町1・2・3丁目、 <u>葛巻1・2丁目</u> 、 <u>嶺崎町</u> 、 <u>嶺崎1・2丁目</u> 、 <u>細越1・2丁目</u> 、仁嘉町
	(略)				(略)		
	新潟駐在所	見附市新潟町	見附市のうち新潟町、小栗山町、指出町、下鳥町、片桐町、戸代新田町、内町(通称元町の一部)、本町(通称元町の一部)、元町1・2丁目、 <u>新潟西町</u> 、 <u>新潟東町</u> 、 <u>美里町</u>		新潟駐在所	見附市新潟町	見附市のうち新潟町、小栗山町、指出町、下鳥町、片桐町、戸代新田町、内町(通称元町の一部)、本町(通称元町の一部)、元町1・2丁目
	太田駐在所	見附市神保町	見附市のうち太田町、池之島町、本明町、河野町、宮之原町、牛ヶ嶺町、神保町、栃窪町、佐野町、八十刈町、岩渕町、堀溝町、石地町、杉澤町、庄川町、庄川新田町、島切窪町、山崎興野町、明晶町、月見台2丁目、 <u>庄川平町</u>		太田駐在所	見附市神保町	見附市のうち太田町、池之島町、本明町、河野町、宮之原町、牛ヶ嶺町、神保町、栃窪町、佐野町、八十刈町、岩渕町、堀溝町、石地町、杉澤町、庄川町、庄川新田町、島切窪町、山崎興野町、明晶町、月見台2丁目
	今町交番	見附市今町1丁目	見附市のうち青木町、市野坪町、今町1・2・3・4・5・6・7・8丁目、加坪川町、		今町交番	見附市今町1丁目	見附市のうち青木町、市野坪町、今町1・2・3・4・5・6・7・8丁目、加坪川町、

		上新田町、北野町、葛卷町、坂井町、三林町、芝野町、下関町、釈迦塚町、昭和町1・2丁目、新幸町、反田町、田之尻町、速水町、福島町、傍所町、本所1・2丁目、本所町、柳橋町、山吉町、 <u>今町</u> 、 <u>坂井町1丁目</u> 、 <u>葛卷西町</u> 、 <u>葛卷東町</u> 、 <u>葛卷南町</u> 、 <u>西今町</u> 、 <u>東今町</u>			上新田町、北野町、葛卷町、坂井町、三林町、芝野町、下関町、釈迦塚町、昭和町1・2丁目、新幸町、反田町、田之尻町、速水町、福島町、傍所町、本所1・2丁目、本所町、柳橋町、山吉町
	(略)			(略)	
(略)				(略)	

附 則

この規則中別表新潟中央警察署の部の改正は平成31年4月1日から、その他の改正は公布の日から施行する。